

安全保障理事会決議 1958 (2010)

2010年12月15日、安全保障理事会第6450回会合にて採択

安全保障理事会は、

イラク情勢に関する安保理の従前の諸決議、とりわけ決議986、1472、1476、1483、および1546並びに決議1859(2008)第5項に従った事務総長報告書を想起し、

イラク国民の人道的必要に供給するための暫定措置として決議986(1995)の下で設立された「石油食料交換」計画(以後「同計画」)の必要性を想起し、

決議661(1990)の採択前にイラクが保持していた国際的な地位と同等の地位を達成することの重要性を認識し、

決議1284(1999)に従って設立された事務総長ハイレベル調整官事務所の活動の重要性を認識し、

2010年12月8日付事務総長書簡およびそれに添付された覚書、S/2010/619、決議1905(2009)の第3項に従った事務総長第三報告書、S/2010/563および決議1905(2009)の第5項に従ったイラク政府の第三四半期報告書、S/2010/567を想起し、

2010年12月6日付イラク政府発安全保障理事会議長宛書簡に留意し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 事務総長に対し、イラク政府との各商業契約の下でのイラク政府に対する支払いまたはその他を求める引渡し請求の権利を有するであろう供給者の権利または請求権を害することなしに、イラク口座の担保付部分からイラク口座の担保付でない部分へのかかる信用状に関係した資金を移転する目的を含む、2010年12月8日付の事務総長覚書S/2010/619の添付書類Iに記載された未払いの引渡し請求権に関するあらゆる信用状は、その条件にしたがって終了したことまたイラク政府による到着確認書は提供されずまた同計画の下でのあらゆる目的のために閉鎖されていないことに留意しつつ、同計画の下での残りの全活動を終了するために必要なあらゆる行動をとることを要請する。
2. 2010年12月15日現在の国際連合との記録された到着証明書のイラク政府の規定に留意し、そのために関係する受益者が確認できない結果として、または2010年12月8日付けの事務総長覚書第11および12項並びに添付書類IIおよびIIIに言及されたような必要な書類を提供していない受益者のために、支払いが行われてこなかったものについて、イラク政府に対し、受益者またはその代理人により請求されたならば、遅滞なく直接支払いを行うための証明書を提供したこ

とを留意する。

3. 事務総長に対し、本決議第4および5項の目的のために条件付き発効証書口座を設立し、それを監査するための独立した公認会計士を任命し、そのことをイラク政府に十分に通知する権限を付与する。
4. 事務総長に対し、同計画に関する加盟国の調査と加盟国の措置に対する国連の支援を含む、もっぱら同計画の残った活動の秩序ある終了に関する国際連合の経費と、決議1284に従って創り出された高級調整官事務所の経費のために、イラク口座の2,000万米ドルを2016年12月31日まで条件付き発効証書口座に保持することを確保する権限を付与し、また更に2016年12月31日までに残っている全資金がイラク政府に移転されることを要請する。
5. 同計画の始動以来それに関連した全ての活動に関係した6年の期間中の、国際連合、その代表者、代理人および独立した契約者に対して補償金を提供する目的のために、イラク口座の1億3,100万米ドルまでを条件付き発効証書口座に保持することを確保する権限を付与し、また更に2016年12月31日までに残っている全資金がイラク政府に移転されることを要請する。
6. 事務総長に対し、第4および5項の目的のために保持されているものを越えた、残っている全資金を、決議1483(2003)の第16項(d)に従って創設されたイラク口座からイラク開発基金に可及的速やかな移転を促進する権限を付与する。
7. 事務総長に対し、本決議の効果的な履行を確保するためおよびイラク政府との全ての必要な履行取極または協定を可及的速やかに結ぶためのあらゆる必要な行動をとることを要請する。
 - (a) 第5項に言及されたような、同計画の始動以来それに関連した全ての活動に関し、国際連合、その代表者、代理人および独立した契約者に対して適切な補償金を支払うこと、および、
 - (b) S/2008/492の第19、20および21項に言及されたような、同計画の始動以来それに関連した全ての活動に関して、国際連合、その代表者、代理人および独立した契約者に対してイラク政府が持つであろう将来の請求権を放棄すること、および事務総長がそうした時に安保理に報告することを彼に要請する。
8. 事務総長に対し、安全保障理事会が別の決定をしない限り、第4および5項に言及された条件付き発効証書口座の使用法と支出について、毎年、ただし最初は2012年3月31日以前に、2016年12月31日までイラク政府への第4および5項の目的のために保持されたなんらかの残余資金の移転後3か月で出される報告書を最後とする、報告および分析を安保理に提出することを要請する。
9. この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。